平成２３年（フ）第６２８８号
東京都墨田区本所１丁目５－４－404
債務者　峯　　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３２９号
東京都台東区松が谷２丁目27－１　富士荘
債務者　安田　啓子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３６１号
東京都大田区久が原１丁目33－17　コバシ第二ハイツ201
債務者　宮本　哲也
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３７９号
神奈川県鎌倉市大町３丁目１－５－101
債務者　山田　万里
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３９９号
東京都小平市小川東町1805　都営小川東町アパート３－409
債務者　蔦林　秀康
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４００号
東京都小平市小川東町1805　都営小川東町アパート３－409
債務者　蔦林　敬惠
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４５４号
東京都練馬区関町北４丁目９－４
債務者　米原　朗博
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４６２号
埼玉県川口市戸塚６丁目２－９－201
債務者　佐藤由加里
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４６３号
埼玉県川口市西川口１丁目21－４－301
債務者　田之脇エリザベスこと　タノワキ　エリザベス　サントス
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４７０号
埼玉県志木市本町５丁目４－47－206
債務者　小川　　峻
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４７１号
東京都江戸川区西小岩１丁目４－９－203
債務者　丸山　秀夫
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４７２号
東京都江戸川区西小岩１丁目４－９－203
債務者　金田　行弘
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４７３号
東京都目黒区目黒２丁目８－13　ＨＥＩＭ－Ｋ２－205
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４７７号
東京都日野市南平１丁目13－10
債務者　伊東　智美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４８１号
東京都墨田区錦糸３丁目７－４
債務者　木下　留造
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４８２号
東京都足立区大谷田４丁目13－16－305
債務者　御園　浩治
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部